

## 第78回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2022年6月24日（金曜日）  
午前10時



場所

一般社団法人クラブ関西  
2階ホール  
大阪市北区堂島浜一丁目3番11号

### 目次

■ 第78回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 定款一部変更の件	5
第2号議案 取締役10名選任の件	7
第3号議案 監査役2名選任の件	19
■ 第78回定時株主総会招集ご通知添付書類	
事業報告	22
連結計算書類	50
監査報告書	53
計算書類	56
監査報告書	59

### ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日はご来場をご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、書面またはインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

※2022年6月23日（木曜日）午後5時40分まで

※郵送の場合は必着

なお、株主総会ご出席の株主様へのお土産は、取り止めとさせていただきます。

## 株主各位

大阪市北区堂島浜一丁目4番16号

## 共英製鋼株式会社

代表取締役社長 廣 富 靖 以

## 第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止および株主の皆様の安全の観点から、本株主総会につきましては、**書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。**

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申しあげます。後述のご案内に従って、2022年6月23日（木曜日）午後5時40分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

**また、株主様間の公平性を勘案し、株主総会ご出席株主様へのお土産を取り止めとさせていただきます。何卒ご了承くださいますようお願い申しあげます。**

敬 具

記

**1** 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

大阪市北区堂島浜一丁目3番11号

**2** 場 所 **一般社団法人クラブ関西 2階ホール**

（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）

<b>3</b> 目的事項	報告事項	1. 第78期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第78期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
	決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

- ※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ※本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kyoeisteel.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。従いまして、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。
- ※株主総会参考書類ならびに本招集ご通知に添付すべき事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kyoeisteel.co.jp/>) に掲載いたします。

### 株主の皆様へのお願い

- 1 株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。  
その場合、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kyoeisteel.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご確認くださいませようようお願い申しあげます。
- 2 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。  
ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申しあげます。
- 3 本年も、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場内の株主様の座席間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少しております。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承くださいませようようお願い申しあげます。
- 4 会場入口および受付付近にて検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- 5 株主総会に出席する当社役員および運営スタッフは、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきますのでご了承くださいませようようお願い申しあげます。



当社ウェブサイト



<https://www.kyoeisteel.co.jp/>

# 議決権行使についてのご案内

## 株主総会にご出席されない場合

### 書面（郵送）による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。

#### 行使期限

2022年6月23日(木曜日)  
午後5時40分 到着分まで

### インターネット等による議決権行使



下記の行使期限までに当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にて議案に対する賛否をご入力ください。

#### 行使期限

2022年6月23日(木曜日)  
午後5時40分 受付分まで

詳しくは4ページをご覧ください。

## 株主総会にご出席される場合

### 株主総会会場での議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。お手数ですが、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

#### 株主総会開催日時

2022年6月24日(金曜日)  
午前10時

## 議決権行使を重複行使された場合のお取り扱いについて

書面とインターネット等による方法の双方で議決権を重複して行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

### 機関投資家の皆様へ

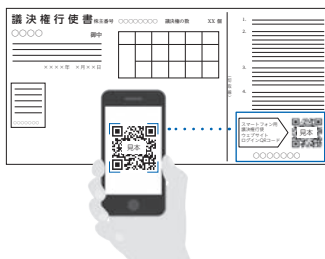
株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことが可能です。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

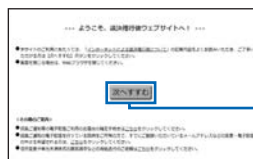
※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

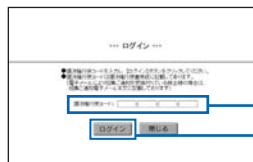
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

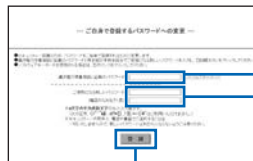
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

議案および参考事項

## 第1号議案

## 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>〔株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供〕</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p data-bbox="765 314 969 341">〔電子提供措置等〕</p> <p data-bbox="765 352 1377 455">第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="817 465 1377 644">2) 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新 設)	<p data-bbox="765 687 848 715">〔附則〕</p> <p data-bbox="817 725 1377 938">1) <u>定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="817 949 1377 1127">2) <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="817 1138 1377 1271">3) <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

## 第2号議案

# 取締役10名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役全員（10名）は任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	再任	社外	独立	現在の当社における地位・担当	取締役会出席率 (出席回数)
1	高島 秀一郎	再任			代表取締役会長	94% (16回/17回)
2	廣富 靖以	再任			代表取締役社長	100% (17回/17回)
3	坂本 尚吾	再任			取締役専務執行役員 山口事業所長	100% (17回/17回)
4	国丸 洋	再任			取締役常務執行役員 本社経営企画部・経理部・海外事業部担当	100% (17回/17回)
5	北田 正宏	再任			取締役上席執行役員 本社海外事業部付米国共英製鋼会社出向 (同社社長兼ビントン・スチール社取締役社長) 兼アルタ・スチール社出向 (同社取締役会長) 兼キョウエイカナダ・インベストメント出向 (同代表)	100% (17回/17回)
6	川井 健司	再任			取締役上席執行役員 本社営業企画部担当兼枚方事業所長	100% (13回/13回)
7	山尾 哲也	再任	社外	独立	社外取締役	100% (17回/17回)
8	川邊 辰也	再任	社外	独立	社外取締役	100% (17回/17回)
9	山本 竹彦	再任	社外	独立	社外取締役	100% (17回/17回)
10	船戸 貴美子	再任	社外	独立	社外取締役	100% (13回/13回)



候補者番号 たかしまひでいちろう

# 1 高島秀一郎 (1958年1月26日生)

再任 社外 独立役員

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年 3月 当社入社  
 1990年 3月 当社取締役  
 1991年 4月 当社常務取締役  
 1992年 6月 当社専務取締役  
 1993年 6月 当社取締役副社長  
 1993年10月 当社代表取締役副社長  
 1995年 6月 当社代表取締役社長兼COO  
 2007年 6月 当社代表取締役副会長  
 2010年 6月 当社代表取締役会長 (現任)

## 選任理由

高島秀一郎氏を引き続き取締役候補者とした理由は、同氏は1993年から現在に至るまで当社の代表取締役を務め、この期間を通じて当社の発展をリードしてきたこと、またこのような長年の経営者としての経験、識見から、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したためであります。

所有する当社の株式数

4,347,460株

候補者番号 ひろとみやすゆき

# 2 廣富靖以 (1954年6月15日生)

再任 社外 独立役員

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 4月 (株)大和銀行 (現(株)りそな銀行) 入行  
 2003年10月 同行執行役  
 2005年 6月 同行常務執行役員大阪営業部長兼大阪中央営業部長  
 2008年 6月 同行取締役兼専務執行役員  
 2009年 6月 同行代表取締役副社長兼執行役員  
 2014年 4月 当社入社  
 2014年 6月 当社取締役副社長執行役員社長補佐  
 2017年 6月 (株)イチネンホールディングス社外取締役 (現任)  
 2017年10月 当社取締役副社長執行役員社長補佐兼本社経営企画部担当  
 2018年 6月 当社代表取締役社長 (現任)

## 選任理由

廣富靖以氏を引き続き取締役候補者とした理由は、同氏は(株)りそな銀行において経営者としての豊富な経験を有しており、またその高い識見から当社グループの経営陣としてリーダーシップを発揮するとともに、経営全般に対する監督を適切に行っていることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したためであります。

所有する当社の株式数

11,000株

### 〈重要な兼職の状況〉

(株)イチネンホールディングス社外取締役

候補者番号

さかもとしょうご

## 3 坂本尚吾 (1958年11月26日生)

再任

社外

独立役員

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1999年 4月 当社入社
- 2012年 6月 当社山口事業所営業部長
- 2014年 6月 当社執行役員山口事業所副事業所長兼営業部長
- 2017年 6月 当社取締役執行役員山口事業所副事業所長兼営業部長
- 2018年 1月 当社取締役執行役員本社営業企画部長兼山口事業所副事業所長
- 2018年 6月 当社取締役常務執行役員本社営業企画部長
- 2019年 6月 当社取締役常務執行役員本社営業企画部担当兼営業企画部長
- 2020年 4月 当社取締役常務執行役員本社営業企画部担当
- 2020年 6月 当社取締役常務執行役員山口事業所長
- 2021年 6月 当社取締役専務執行役員山口事業所長 (現任)

### 選任理由

坂本尚吾氏を引き続き取締役候補者とした理由は、同氏は営業部門における長年の経験を通じ、営業全般に関する広範で深い知識、知見を有しており、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したためであります。

所有する当社の  
株式数

2,700株

候補者番号

くにまる ひろし

**4 国丸 洋** (1962年7月21日生)

再任

社外

独立役員

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1986年 4月 (株)大和銀行 (現(株)りそな銀行) 入行
- 2003年 6月 同行島本支店長
- 2006年 3月 同行南森町支店長
- 2010年 7月 同行上六支店 支店統括部長
- 2012年 4月 同行船場支店 支店統括部長
- 2014年 4月 同行審査部長
- 2016年 5月 当社入社
- 2017年 6月 当社執行役員本社経理部担当役員補佐  
兼経営企画部長
- 2018年 6月 当社上席執行役員本社経営企画部・  
経理部・情報システム部担当兼経営  
企画部長
- 2018年 6月 (株)ケイ・ワイコーポレーション代表  
取締役社長 (現任)
- 2019年 6月 当社上席執行役員本社経営企画部・  
経理部・海外事業部担当
- 2020年 6月 当社取締役上席執行役員本社経営企  
画部・経理部・海外事業部担当
- 2021年 3月 ベトナム・イタリー・スチール社取  
締役会長 (非常勤) (現任)
- 2021年 6月 当社取締役常務執行役員本社経営企  
画部・経理部・海外事業部担当 (現  
任)

### 〈重要な兼職の状況〉

- (株)ケイ・ワイコーポレーション代表取締役社長
- ベトナム・イタリー・スチール社取締役会長 (非常勤)

## 選任理由

国丸 洋氏を引き続き取締役候補者と  
した理由は、同氏は経営企画・経理・  
海外事業など、管理部門全般に関する  
広範で深い知識、知見を有しており、  
持続的な企業価値向上の実現のために  
適切な人材と判断したためでありま  
す。

所有する当社の  
株式数

1,000株

候補者番号 きただまさひろ

## 5 北田正宏 (1958年12月1日生)

再任

社外

独立役員

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1991年10月 当社入社  
2010年 4月 当社本社経理部長  
2014年10月 当社執行役員本社経理部長兼海外事業部長  
2016年12月 当社執行役員本社海外事業部担当役員補佐兼海外事業部付米国共英製鋼会社出向（同社社長兼ビントン・スチール社社長）  
2019年 6月 当社上席執行役員本社海外事業部付米国共英製鋼会社出向（同社社長兼ビントン・スチール社社長）  
2020年 3月 当社上席執行役員本社海外事業部付米国共英製鋼会社出向（同社社長兼ビントン・スチール社社長）兼アルタ・スチール社出向（同社取締役社長）兼キョウエイカナダ・インベストメント出向（同代表）  
2020年 6月 当社取締役上席執行役員本社海外事業部付米国共英製鋼会社出向（同社社長兼ビントン・スチール社社長）兼アルタ・スチール社出向（同社取締役社長）兼キョウエイカナダ・インベストメント出向（同代表）  
2022年 6月 当社取締役上席執行役員本社海外事業部付米国共英製鋼会社出向（同社社長兼ビントン・スチール社取締役社長）兼アルタ・スチール社出向（同社取締役会長）兼キョウエイカナダ・インベストメント出向（同代表）（現任）

#### 〈重要な兼職の状況〉

米国共英製鋼会社社長  
ビントン・スチール社取締役社長  
アルタ・スチール社取締役会長  
キョウエイカナダ・インベストメント代表

### 選任理由

北田正宏氏を引き続き取締役候補者とした理由は、同氏は当社の海外事業分野に長く携わり、海外現地法人における経営者としての経験等を通じて深い知識と高い識見を有しており、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したためであります。

所有する当社の  
株式数

270株

候補者番号

かわいけんじ

## 6 川井健司 (1959年5月31日生)

再任

社外

独立役員

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年 3月	当社入社
2011年 6月	当社枚方事業所営業部長
2014年10月	当社執行役員枚方事業所営業部長兼 本社営業企画部長
2016年 4月	当社執行役員枚方事業所副事業所長 兼営業部長
2018年 4月	当社執行役員名古屋事業所副事業所 長兼営業部長
2020年 6月	当社上席執行役員本社営業企画部担 当兼名古屋事業所副事業所長・物流 購買部長
2021年 6月	当社取締役上席執行役員本社営業企 画部担当兼枚方事業所長 (現任)

### 選任理由

川井健司氏を引き続き取締役候補者とした理由は、同氏は営業部門における長年の経験を通じ、営業全般に関する広範で深い知識、知見を有しており、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したためであります。

所有する当社の  
株式数

3,593株

候補者番号

やま お て つ や

## 7 山尾哲也 (1951年9月22日生)

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1984年 4月 弁護士登録 阪神法律事務所入所
- 1991年 4月 弁護士 とさわ総合法律事務所設立
- 2004年 4月 弁護士 山尾法律事務所設立
- 2015年 9月 弁護士 梅田新道法律事務所パートナー  
(現任)
- 2016年 3月 (株)サイプレスクラブ社外監査役
- 2016年 6月 当社取締役 (現任)

#### 〈重要な兼職の状況〉

弁護士 梅田新道法律事務所パートナー

再任

社外

独立役員

### 選任理由および期待される役割の概要

山尾哲也氏を引き続き社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士としての長年の豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有していることから、専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言をいただくことを期待したためであります。また同氏が選任された場合は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬等検討委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。なお同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

所有する当社の  
株式数

0株

候補者番号

かわべ たつ や

## 8 川邊辰也 (1952年6月6日生)

再任

社外

独立役員

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年 4月	関西電力(株)入社
2006年 6月	同社地域共生・広報室長
2007年 6月	同社執行役員地域共生・広報室長
2009年 5月	同社執行役員 社団法人関西経済連合会常務理事・事務局長
2009年 6月	同社常務執行役員 社団法人関西経済連合会常務理事・事務局長
2011年 5月	同社常務執行役員 公益社団法人関西経済連合会専務理事
2011年 6月	同社取締役 公益社団法人関西経済連合会専務理事
2015年 6月	一般財団法人関西電気保安協会理事長
2019年 6月	当社取締役 (現任)
2021年 6月	(株)原子力安全システム研究所取締役社長・所長 (現任)

#### 〈重要な兼職の状況〉

(株)原子力安全システム研究所取締役社長・所長

### 選任理由および期待される役割の概要

川邊辰也氏を引き続き社外取締役候補者とした理由は、同氏は関西電力(株)の取締役としての経験等を通じ、深い知識と高い識見を有していることから、経営の監督や経営全般への助言をいただくことを期待したためであります。また同氏が選任された場合は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬等検討委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定であります。

所有する当社の  
株式数

0株

候補者番号 やまもとたけひこ

## 9 山本竹彦 (1952年9月29日生)

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年 4月	大阪商船三井船舶(株) (現(株)商船三井) 入社
2002年 6月	同社関連事業部長
2003年 6月	同社グループ事業部長
2005年 6月	同社執行役員グループ事業部、関西地区担当 ダイビル(株)取締役
2007年 6月	(株)商船三井常務執行役員グループ事業部、関西地区担当
2009年 6月	同社取締役専務執行役員グループ事業部、関西地区担当
2010年 6月	ダイビル(株)代表取締役副社長執行役員
2011年 6月	同社代表取締役社長執行役員
2016年 4月	同社代表取締役会長
2019年 4月	同社取締役会長
2019年 6月	同社顧問
2020年 6月	当社取締役 (現任)
2020年 7月	ダイビル(株)シニアフェロー

再任

社外

独立役員

### 選任理由および期待される役割の概要

山本竹彦氏を引き続き社外取締役候補者とした理由は、同氏は(株)商船三井およびダイビル(株)の取締役としての経験等を通じ、深い知識と高い識見を有していることから、経営の監督や経営全般への助言をいただくことを期待したためであります。また同氏が選任された場合は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬等検討委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定であります。

所有する当社の  
株式数

1,000株



候補者番号

ふなと き み こ

# 10 船戸貴美子 (1969年3月5日生)

再任

社外

独立役員

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1991年 4月 (株)住友銀行 (現(株)三井住友銀行) 入行
- 1998年 4月 弁護士登録 アイマン総合法律事務所入所 (現任)
- 2021年 6月 当社取締役 (現任)

### 〈重要な兼職の状況〉

弁護士 アイマン総合法律事務所

## 選任理由および期待される役割の概要

船戸貴美子氏を引き続き社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士としての長年の豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有していることから、専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言をいただくことを期待したためであります。また同氏が選任された場合は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬等検討委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定であります。なお同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

所有する当社の  
株式数

0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山尾哲也氏、川邊辰也氏、山本竹彦氏および船戸真美子氏は、社外取締役候補者であります。当社は4氏を東京証券取引所の規則等に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお4氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 山尾哲也氏、川邊辰也氏、山本竹彦氏および船戸真美子氏は、現在、当社の社外取締役であります。4氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって山尾哲也氏が6年、川邊辰也氏が3年、山本竹彦氏が2年、船戸真美子氏が1年となります。
4. 各社外取締役候補者の社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要については、「選任理由および期待される役割の概要」に記載のとおりであります。
5. 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との責任限定契約について  
当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当社は山尾哲也氏、川邊辰也氏、山本竹彦氏および船戸真美子氏と当該契約を締結しており、4氏の再任が承認された場合、4氏との間で当該契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- (1)取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって、当社に対し損害賠償責任を負う場合は、法令の定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- (2)上記の責任限定契約が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
6. 当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。（但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。）各候補者が取締役に再任された場合には、各氏は当該契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### (ご参考) 取締役候補者のスキルマトリックス

当社の取締役会が意思決定機能および監督機能を適切に発揮するために、各取締役候補者が有する知識・経験・能力等のうち、特に期待する分野は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	知識・経験・能力等							
		企業経営	事業戦略・環境経営	製造・技術・開発・品質管理	営業・マーケティング	財務・会計・ファイナンス	法務・リスクマネジメント	国際性・海外ビジネス	人事・労務・人権・人材開発
1	高島 秀一郎 <small>たかしま ひでいちろう</small>	○	○	○	○			○	
2	廣富 靖以 <small>ひろとみ やすゆき</small>	○	○		○	○		○	○
3	坂本 尚吾 <small>さかもと しょうご</small>	○	○	○	○				○
4	国丸 洋 <small>くにまる ひろし</small>	○	○		○	○		○	○
5	北田 正宏 <small>きただ まさひろ</small>	○	○			○		○	○
6	川井 健司 <small>かわい けんじ</small>		○	○	○				○
7	山尾 哲也 <small>やまお てるや</small>		○	○			○		
8	川邊 辰也 <small>かわべ たつや</small>	○	○						
9	山本 竹彦 <small>やまもと たけひこ</small>	○	○					○	
10	船戸 貴美子 <small>ふなと きみこ</small>						○		○

## 第3号議案

# 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 市原修二氏は任期満了となり、また監査役 安藤雅則氏が辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

いち はら しゅう じ

## 1 市原修二 (1950年3月23日生)

再任

社外

独立役員

### 略歴、地位および重要な兼職の状況

1974年 3月 当社入社  
2001年 7月 当社本社総務部長  
2005年 9月 当社本社人事総務部長  
2006年 6月 当社執行役員本社人事総務部長  
2010年 4月 当社執行役員本社人事総務部長兼東京事務所長  
2010年 6月 当社常勤監査役  
2021年 6月 当社監査役（現任）

### 選任理由

市原修二氏を引き続き監査役候補者とした理由は、同氏は人事総務部門における豊富な業務実績を通じて、深い知識と高い識見を有していることから、職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

所有する当社の  
株 式 数

1,600株

候補者番号

すけがわやすひろ

**2 介川康弘** (1968年7月4日生)

新任

社外

独立役員

## 略歴、地位および重要な兼職の状況

1993年 4月	新日本製鐵(株) (現日本製鐵(株)) 入社
2012年10月	新日鐵住金(株) (現日本製鐵(株)) 大分製鐵所総務部総務室長
2015年 4月	同社人事労政部海外人事室主幹
2015年 6月	同社人事労政部主幹 ニッポンスチール&スミトモメタル サウスイーストアジア社出向
2017年 5月	新日鐵住金(株) (現日本製鐵(株)) 人事 労政部海外人事室長
2019年 4月	日本製鐵(株)名古屋製鐵所総務部長
2021年 5月	同社関係会社部部长 (現任)
2021年 5月	日鉄SGワイヤ(株)監査役 (現任)
2021年 6月	合同製鐵(株)社外監査役 (現任)
2021年 6月	黒崎播磨(株)監査役 (現任)

### 〈重要な兼職の状況〉

日本製鐵(株)関係会社部部长  
日鉄SGワイヤ(株)監査役  
合同製鐵(株)社外監査役  
黒崎播磨(株)監査役 (2022年6月29日付にて退任予定)

(注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 介川康弘氏は、新任監査役候補者であります。
3. 介川康弘氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者の社外監査役候補者とした理由については、「選任理由」に記載のとおりであります。
5. 監査役との責任限定契約について

当社は、監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当社は市原修二氏と当該契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また介川康弘氏の選任が承認された場合、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- (1) 監査役が任務を怠ったことによって、当社に対し損害賠償責任を負う場合は、法令の定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- (2) 上記の責任限定契約が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 選任理由

介川康弘氏を新たに社外監査役候補者とした理由は、同氏は日本製鐵(株)の関係会社部部长の役職にあり、鉄鋼業における豊富な知識・経験等を有していることから、それらを社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。

所有する当社の  
株式数

0株

6. 当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。（但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。）両候補者が監査役に再任または選任された場合には、両氏は当該契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

# 事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ワクチン接種の普及や各種政策の効果もあって回復の兆しが見られたものの、ロシアによるウクライナ侵攻を受け、原油価格が高騰するなど世界的にインフレが加速するとともに、金融資本市場の変動などにより、依然として先行きは不透明な状況が続きました。

国内建設用鋼材市場は、前期に比べて回復基調にありましたが、当社グループの主力製品である異形棒鋼の需要は弱含み横這いで推移しました。また、原材料である鉄スクラップ価格が国内外ともに急騰し、当社グループにおいては再生産可能な価格を確保すべく製品価格の引き上げに努めましたが、契約時点の価格が出荷価格に反映されるまでに一定の期間を要することから、売買価格差（製品価格と原材料価格の差額）は大幅に縮小しました。

海外鉄鋼事業については、ベトナム拠点において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会経済活動や事業運営への一時的な制約により、見通しが立てにくい事業環境が続きました。一方、北米拠点においては、バイデン政権のインフラ投資政策などが鉄鋼需要の下支えとなり、鉄筋市況は年間を通じて堅調さを維持しました。

上記の結果、当社グループの連結売上高は前期対比66,348百万円（29.3%）増収の292,719百万円、連結営業利益は同3,838百万円（30.3%）減益の8,819百万円、連結経常利益は同2,386百万円（18.4%）減益の10,549百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、同2,466百万円（28.1%）減益の6,322百万円となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりです。

#### ①国内鉄鋼事業

当事業部門については、製品出荷量は輸出込みで前期対比0.8万トン増の158.1万トンとなりました。鉄スクラップ価格は前期対比23.0千円（77.2%）上昇しましたが、製品価格の値上げが前期対比18.2千円（28.3%）に留まったため、売買価格差は4.8千円（13.7%）縮小しました。

以上の結果、売上高は前期対比17,820百万円（16.0%）増収の128,957百万円、営業利益は同10,390百万円（79.9%）減益の2,622百万円となりました。

#### ②海外鉄鋼事業

当事業部門については、ベトナムおよび北米（米国・カナダ）にて鉄鋼事業を展開しており、いずれも決算期は12月です。

ベトナムにおいては、上期は製品価格急騰に伴う売買価格差の拡大で好業績を上げた一方で、下期はコロナ禍により苦しい事業運営を強いられましたが、通期ではベトナム拠点全体で過去最高益となりました。北米においては、年間を通じて条鋼・鋁山向け製品ともに旺盛な需要環境が続き、また、生産設備の改修などによって製品出荷量が増加し、大幅に業績が改善しました。

以上の結果、売上高は前期対比47,023百万円（44.8%）増収の152,008百万円、営業利益は同5,661百万円増益（前期は428百万円の営業損失）の5,233百万円となりました。

#### ③環境リサイクル事業

当事業部門については、難処理廃棄物案件の受注が着実に増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症関連の医療廃棄物処理案件の獲得等もあり、業績は好調に推移しました。

以上の結果、売上高は前期対比584百万円（8.7%）増収の7,288百万円、営業利益は同688百万円（50.8%）増益の2,044百万円となりました。

#### ④その他の事業

当事業部門については、ベトナムでの港湾事業や国内およびベトナムでの鋳物事業などを行っております。売上高は前期対比922百万円（26.0%）増収の4,465百万円、営業利益は同107百万円増益（前期は57百万円の営業損失）の50百万円となりました。



## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、当社グループにおいて総額12,971百万円実施しました。内訳は以下のとおりです。

国内鉄鋼事業においては、既存鉄鋼製造設備の維持更新や合理化投資として生産設備改造・更新、物流体制強化・省力化・安全対策を目的とした倉庫建設等を中心に、7,738百万円実施しました。

海外鉄鋼事業においては、米国、カナダの生産拠点の維持更新や合理化を目的とした生産設備更新を中心に、3,639百万円実施しました。

環境リサイクル事業においては、産業廃棄物処理設備等の維持更新等を中心に、140百万円実施しました。

その他の事業においては、ベトナムにおける鋳物工場の整備、港湾設備を中心に、712百万円実施しました。

また、新たな営業受注システムの構築やグループ内ネットワーク整備など全社共通資産への設備投資として、742百万円実施しました。

## (3) 資金調達の状況

当社グループにおいて、設備投資や運転資金として84,492百万円の借入を行っています。また総額10,000百万円の無担保社債を発行いたしました。

また当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関6行との間に、総額19,500百万円の当座貸越契約およびコミットメントライン契約を締結しています。なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高はありません。

## (4) 他の会社の株式等の取得の状況

当社は、2021年7月19日に、持分法適用会社である中山鋼業株式会社の株式の2.5%を追加取得いたしました。これにより、同社への当社の出資比率は45.0%となりました。

## (5) 対処すべき課題

### ①会社の経営の基本方針

当社グループは、鉄鋼事業を中核とした資源循環型事業を通じて社会と共生し、日本経済と地域社会の発展に貢献することを経営理念に定めています。この理念の実現を目指し、安全とコンプライアンスを徹底すること、進取と変革に挑戦する企業風土を醸成すること、メーカーの原点である現場重視の経営体制を構築することを行動指針とし、グループ一丸となって取り組んでいます。

### ②中長期的な会社の経営戦略等

当社は創業以来「鉄づくりを通じて社会に貢献する」ことを基本理念として、業容を拡大させてきました。当社グループの中核である電炉事業は、鉄スクラップを再び製品として社会に送り出す資源循環型事業であり、持続可能な社会の実現に貢献しうる存在です。当社は「100年企業」に向け、創業の精神である“Spirit of Challenge”という経営理念の下、「世界のインフラづくりや地球の環境保全に貢献する企業」「すべてのステークホルダーに貢献する企業」「安全で働きやすい職場づくりを進める企業」「コンプライアンスや品質を重視する信頼性の高い企業」をありたい姿とし、社会の発展と地球環境との調和に貢献する「エッセンシャル・カンパニー」を目指します。

この目標に向かって、2021年4月、中期経営計画「NeXuS 2023」（以下「本中期計画」といいます。）を策定・公表しました。本中期計画のスローガンとして「地球と共存 世界へ未来へつながる共英製鋼グループ」を掲げます。

本中期計画のタイトルに用いている英単語“nexus”は、「つながり・連携」という意であり、次の3つの意味を持たせています。

- ① 「グループ内をつなぐ力」 ▶ グループ総合力の強化
- ② 「外部とつなぐ力」 ▶ 外部との連携強化
- ③ 「次代につなぐ力」 ▶ 見えざる価値の向上

1つ目は、国内外の拠点間、各拠点と本社などがより一層連携し、グループ総合力を強化する「グループ内をつなぐ力」、2つ目は、他社との連携や共同研究、産学連携により技術の飛躍を目指す「外部とつなぐ力」、3つ目は、「100年企業」実現のため、企業イメージやブランド、社員の意識、組織風土など企業の「見えざる価値」を向上させる「次代につなぐ力」です。この3つの力の強化を目指します。

## イ. 本中期計画における定量目標

本中期計画の最終年度である2023年度の定量目標・KPI（重要業績評価指標）は次のとおりです。

連結売上高	2,900億円
連結経常利益	180億円
出荷量	400万トン（国内170万トン・海外230万トン）
ROE	7%以上
ROS	6%以上
自己資本比率	50%以上
ネットDEレシオ	0.25倍以下
配当性向	30%程度（1株当たり下限配当額30円）

- ・設備投資・事業投資額については、維持更新投資のほか、増産・増販や新規事業開拓に向けての戦略投資、CO<sub>2</sub>削減に向けた環境投資などを中心に、2021年度から2023年度の3年間で600億円の実施を計画しております。
- ・CO<sub>2</sub>排出量について、国内生産拠点（当社および関東スチール株式会社）において、2030年度に2013年度対比50%削減することを目標といたします。

## ロ. 重点方針

前中期計画の成果や外部環境等を踏まえ、本中期計画の重点方針を次のとおりとしております。

<事業の成長に向けた取り組み>

### (1) 海外鉄鋼事業の収益力強化と成長拡大の準備

海外鉄鋼事業の収益力強化は喫緊の課題です。国内との連携強化による技術水準の向上、設備改善等により、コスト削減、生産性の向上を進め、ベトナム・北米両エリアで安定的収益を確保するとともに、設備能力増強等により、出荷量230万トン体制の構築を目指します。その上で、グローバル・ニッチ戦略の下、将来の規模拡大に向けた準備を行います。

## (2) 国内鉄鋼事業の競争力強化と将来を見据えた設備更新

引き続き、コスト削減や営業力向上など競争力強化に努めるとともに、当社グループの中核である国内鉄鋼事業の将来にわたる業容維持に向けて、国内各拠点の老朽化対応や生産性向上のための大規模設備投資の検討を進めます。また、各拠点で省力化（省エネ化）や省人化のための設備を充実し、さらなる安全・安定操業を図り、出荷量170万トン体制を維持します。

## (3) 環境リサイクル事業および鉄鋼周辺事業の収益機会拡大

環境リサイクル事業については、電気炉による熔融処理は鉄鋼生産量の制約を受けるため、廃棄物処理能力の拡大は従来からの課題です。環境面に配慮した処理施設の建設やM&A等により、処理能力の拡大を図ります。一方で、信頼性の高い電気炉熔融処理の強みを活かし、今後の処理ニーズの高まりが予想される車載リチウムイオン電池や炭素繊維、社会問題となっているアスベストなど難処理廃棄物の処理を強化し、引き続き質の高いサービスを提供します。また、資源リサイクル技術の開発にも注力し、「真のリサイクル企業の実現」を目指します。

鉄鋼周辺事業については、事業領域の拡大を目指し、顧客ニーズを捉えた加工品事業や鋳物事業の積極化、新製品の開発など事業の多角化を進めます。

## <ESGの取り組み・成長を支える基盤強化>

### (4) カーボンニュートラル社会・資源循環型社会の実現に向けた取り組み強化

「2050年のCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロ」に向け、2030年度に国内生産拠点（当社および関東スチール株式会社）のCO<sub>2</sub>排出量を2013年度対比50%削減します。具体的方策としては、製造過程におけるエネルギー原単位の削減や燃料転換に取り組みます。

併せて、太陽光パネル設置の拡充、緑化事業の具体化、再エネ電力利用の検討など、CO<sub>2</sub>削減への取り組みを強化します。また、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」の提言に沿った情報開示を行います。

加えて、鉄鋼副産物のさらなる有効利用や完全リサイクルにも取り組みます。

#### (5) すべてのステークホルダーに貢献する取り組み強化

従業員・顧客・取引先・地域社会・株主といったすべての関係者に対し貢献する取り組みを行います。特に、企業活動、成長の源泉となる従業員に向けては、より安全で働きやすい職場環境づくりや健康増進・福利厚生向上を目指した「健康経営」に取り組みます。さらに、従業員の能力強化・人材開発を目的として、引き続き多様な人材の採用や教育・研修制度の充実を図るとともに、女性も活躍しやすい職場環境の構築や障がい者雇用の拡充にも取り組みます。

顧客や取引先に向けては、品質管理体制の強化、コンプライアンスの徹底を図り、信頼関係をより強固にしていきます。

地域社会に向けては、引き続き周辺環境への配慮とともに、寄付などによる地域社会活動への支援により、各拠点が立地する地域で信頼される企業を目指します。

株主・投資家に向けては、非財務情報を含めた情報開示の充実、積極的な対話に努めます。

#### (6) 経営基盤の強化

事業の成長に向けた取り組みを支える経営基盤の強化をさらに進めます。

社債発行等による資金調達が多様化、財務規律の堅持により財務基盤を強化します。また、グループ会社の経営管理体制を強化し、グループ全体でコンプライアンス教育の充実を図ります。情報セキュリティ体制およびIT監査の強化にも取り組みます。

加えて、前中期計画期間にスタートした営業業務改革システムの完成、ペーパーレス化や定例業務のRPA化、生産現場へのAI・IoT導入によるスマートファクトリー化など、デジタル化を推進します。

### ③次期（2022年度）の対処すべき課題

上記のとおり、当社グループは、本中期計画の下で企業価値の向上に努めておりますが、昨今の世界的なカーボンニュートラルへの流れから、これに関連した資源、特に鉄スクラップの価格が大きく上昇しています。このいわゆるグリーン・インフレーションという状況は今後も継続していくことが予想されるほか、需給バランスの変化により、鉄スクラップの調達にも大きな影響を及ぼしていくと考えられます。また、本年2月のロシアによるウクライナ侵攻は、世界における鉄鋼需給に大きな影響を与えています。当社グループは当該地域での事業は行っていないが、鉄スクラップや諸資材のさらなる価格上昇など間接的な影響は避けられません。地政学的リスクが複雑化する中、当社グループは、こうした変化をチャンスと捉え、日本・ベトナム・北米で展開する「世界3極体制」をさらに進化させ、一国にビジネスを集中するのではなく、複数の国や地域で事業を展開する「グローバル・ニッチ戦略」の下、各拠点を互いに補完させながら、世界の政治経済情勢の変化に機動的に対応し、成長してまいります。

なにとぞ株主の皆様には、引き続きご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (6) 財産および損益の状況の推移

### ①企業集団の財産および損益の状況

区分	年度	第75期	第76期	第77期	第78期
		(2019年3月期)	(2020年3月期)	(2021年3月期)	(当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高 (百万円)		242,257	239,343	226,371	292,719
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		6,505	7,978	8,788	6,322
1株当たり当期純利益 (円)		149.78	183.56	202.22	145.48
総資産 (百万円)		261,590	269,145	282,282	314,203
純資産 (百万円)		153,781	158,044	164,583	175,689
1株当たり純資産額 (円)		3,299.82	3,397.93	3,553.45	3,749.63

- (注) 1. 第76期(2020年3月期)に行われた企業結合について、第77期(2021年3月期)において暫定的な会計処理の確定を行っております。第76期(2020年3月期)については、この暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

### ②当社の財産および損益の状況

区分	年度	第75期	第76期	第77期	第78期
		(2019年3月期)	(2020年3月期)	(2021年3月期)	(当事業年度) (2022年3月期)
売上高 (百万円)		109,959	103,002	94,124	118,649
当期純利益 (百万円)		5,230	10,465	3,347	2,421
1株当たり当期純利益 (円)		120.43	240.81	77.03	55.71
総資産 (百万円)		163,743	173,859	175,027	181,819
純資産 (百万円)		121,927	130,669	130,719	130,243
1株当たり純資産額 (円)		2,805.57	3,006.71	3,007.86	2,996.91

- (注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## (7) 親会社および子会社の状況

### ①親会社の状況

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
関東スチール株式会社	2,810百万円	100.0%	鋼材の製造および販売
共英産業株式会社	180	100.0	産業廃棄物の処理および再生製品の販売 鋼材の加工および販売ならびに組立工事
株式会社共英メソナ	100	100.0	産業廃棄物、医療廃棄物の収集・運搬および処分
共英リサイクル株式会社	495	61.5	産業廃棄物処理設備の操業受託および賃貸
共英加工販売株式会社	88	100.0	鋼材の加工および販売
株式会社吉年	250	100.0	鋳物製品の製造および販売
ビナ・キョウエイ・スチール社	78百万USD	45.0	鋼材の製造および販売
キョウエイ・スチール・ベトナム社	48	65.0	鋼材の製造および販売
米国共英製鋼会社	40	100.0	米国で展開する事業会社株式の保有
ビントン・スチール社	－	100.0	鋼材の製造および販売
ビントン・メタル・プロセッシング社	－	100.0	スクラップの処理
ベトナム・イタリー・スチール社	7,383億VND	73.8	鋼材の製造および販売
チー・バイ・インターナショナル・ポート社	6,171	53.7	港湾事業
ビナ・ジャパン・エンジニアリング社	1,900	67.0	鋳物製品の製造および販売
アルタ・スチール社	188百万CAD	100.0	鋼材の製造および販売
メイプル・リーフ・メタル社	－	100.0	スクラップの処理

## (8) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業	事業内容
鉄鋼事業	鉄筋コンクリート用棒鋼・構造用棒鋼・形鋼・平鋼および鋼片の製造・販売ならびに鋼材加工・販売
環境リサイクル事業	産業廃棄物・医療廃棄物の収集・運搬および処分業

## (9) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

### ①当社

事業所名	所在地
本社	大阪市北区
枚方事業所	大阪府枚方市
山口事業所	山口県山陽小野田市
名古屋事業所	愛知県海部郡飛島村
東京事務所	東京都千代田区

### ②主要な子会社

会社名	事業所名	所在地
関東スチール株式会社	本社・工場	茨城県土浦市
	本社	大阪市北区
	関東支社	東京都江戸川区
	招提工場	大阪府枚方市
共英産業株式会社	名古屋工場	愛知県海部郡飛島村
	厚木工場	神奈川県厚木市
	成田工場	千葉県成田市
	中部工場	愛知県海部郡飛島村
株式会社共英メソナ	本社	大阪市西淀川区
共英リサイクル株式会社	本社・工場	山口県山陽小野田市
共英加工販売株式会社	本社・工場	山口県山陽小野田市
株式会社吉年	本社・工場	大阪府河内長野市
ビナ・キョウエイ・スチール社	本社・工場	ベトナム国バリアブントウ省
キョウエイ・スチール・ベトナム社	本社・工場	ベトナム国ニンビン省
ビントン・スチール社	本社・工場	米国テキサス州
ベトナム・イタリー・スチール社	本社・工場	ベトナム国フンエン省
	ハイフォン工場	ベトナム国ハイフォン市
チー・パイ・インターナショナル・ポート社	本社	ベトナム国バリアブントウ省
ビナ・ジャパン・エンジニアリング社	本社・工場	ベトナム国ハイフォン市
アルタ・スチール社	本社・工場	カナダ国アルバータ州
メイプル・リーフ・メタル社	工場	カナダ国アルバータ州



**(10) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)**

## ①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,021名	36名増

(注) 従業員数は、当社グループ外への出向者、嘱託社員、臨時社員等を除く就業人員を表示しております。

## ②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
778名	17名増	39.8歳	15.8年

(注) 従業員数は、社外への出向者、嘱託社員、臨時社員等を除く就業人員を表示しております。

**(11) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)**

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	21,719百万円
株式会社みずほ銀行	18,043
株式会社三井住友銀行	16,973
株式会社三菱UFJ銀行	16,429
株式会社りそな銀行	7,089
ベトナム投資開発銀行	2,079

## 2 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 150,300,000株
- (2) 発行済株式総数 44,898,730株 (うち自己株式1,439,755株)
- (3) 株主数 17,846名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本製鉄株式会社	11,593 <sup>千株</sup>	26.7%
高島 秀一郎	4,347	10.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,705	6.2
高島 成光	2,233	5.1
三井物産株式会社	1,470	3.4
合同製鐵株式会社	1,347	3.1
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・エア・ウォーター株式会社退職給付信託口)	1,309	3.0
エア・ウォーター株式会社	1,292	3.0
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	923	2.1
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・エア・ウォーター防災株式会社退職給付信託口)	692	1.6

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,439,755株保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
2. 持株比率は、自己株式 (1,439,755株) を控除して計算しております。

## (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	高 島 秀一郎		
代表取締役社長	廣 富 靖 以		株式会社イチネンホールディングス社 外取締役
取締役・専務執行役員	坂 本 尚 吾	山口事業所長	
取締役・常務執行役員	国 丸 洋	本社経営企画部・経理部・海外事業部担当	株式会社ケイ・ワイコーポレーション 代表取締役社長 ベトナム・イタリー・スチール社取締役 役会長（非常勤）
取締役・上席執行役員	北 田 正 宏	本社海外事業部付米国共英製鋼会社出向（同社社長兼ビントン・スチール社取締役社長）兼アルタ・スチール社出向（同社取締役社長）兼キョウエイカナダ・インベストメント出向（同代表）	米国共英製鋼会社社長 ビントン・スチール社取締役社長 アルタ・スチール社取締役社長 キョウエイカナダ・インベストメント 代表
取締役・上席執行役員	川 井 健 司	本社営業企画部担当兼枚方事業所長	
取 締 役	山 尾 哲 也		弁護士 梅田新道法律事務所パートナー
取 締 役	川 邊 辰 也		株式会社原子力安全システム研究所取 締役社長・所長
取 締 役	山 本 竹 彦		
取 締 役	船 戸 貴美子		弁護士 アイマン総合法律事務所
常 勤 監 査 役	前 田 豊 治		
監 査 役	市 原 修 二		
監 査 役	安 藤 雅 則		日本製鉄株式会社参与関係会社部長 日鉄建材株式会社監査役 大阪製鐵株式会社監査役
監 査 役	宗 岡 徹		公認会計士 関西大学大学院会計研究科教授 株式会社ディー・ディー・エス社外監 査役 泉州電業株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役 山尾哲也氏、川邊辰也氏、山本竹彦氏および船戸貴美子氏は社外取締役であります。  
 なお、4氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役 安藤雅則氏および宗岡 徹氏は社外監査役であります。  
 なお、宗岡 徹氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。また、同氏は公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

### 3. 当事業年度中の取締役および監査役の異動

#### (1) 新 任 <2021年6月25日付>

取	締	役	川	井	健	司
取	締	役	船	戸	貴	美子
監	査	役	前	田	豊	治
監	査	役	安	藤	雅	則

#### (2) 退 任 <2021年6月25日付>

取	締	役・常務執行役員	鳴	海	修
取	締	役相談役	森	光	廣
取	締	役	新	井	信彦
監	査	役	松	田	浩 (辞任)

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役および各監査役との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役・監査役および取締役でない上席執行役員・執行役員・部長であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとなります。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して損害が生じた場合等には填補の対象としないこととしております。

#### (4) 取締役および監査役の報酬等

##### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、当事業年度において適用される取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、2021年1月29日開催の取締役会において決議しており、その後、2022年3月16日開催の取締役会において、翌事業年度より適用される取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を新たに決議しております。

上記取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬等検討委員会における審議を踏まえて決議しております。

また、取締役会は、当事業年度における取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当事業年度において適用される決定方針と整合していることや、指名・報酬等検討委員会における審議が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

2021年1月29日開催の取締役会において決議した、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

##### イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、役位別の基本報酬と業績連動報酬で構成する金銭報酬とし、経営状況や責任の度合い等を勘案の上、当社の業績および個人のパフォーマンスや成果に見合った金額の支給を方針とする。なお、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うものとする。

##### ロ. 基本報酬(金銭報酬)の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、役位と職務に応じて定める月例の固定報酬とし、外部専門機関の調査等に基づき当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準等を参照して決定することとする。

##### ハ. 業績連動報酬の業績指標の内容および報酬額の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役(社外取締役を除く)の業績連動報酬は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、全社業績部分と個人業績部分により構成する。業績指標は、全社業績部分についてはグループの最終的な業績であり株主への配当原資となる親会社株主に帰属する当期純利益、個人業績部分については担当部門業績と個人別に設定した戦略目標の達成度とし、前事業年度の実績に基づき決定した報酬額を基本報酬と併せて月例で支給する。

## 二. 金銭報酬、業績連動報酬の額の割合の決定に関する方針

基本報酬と業績連動報酬の構成割合については定めない。

なお、直近の基本報酬と業績連動報酬の構成比率は、1：0.1～0.4程度となっている。

## ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとする。

またその決定にあたっては、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬等検討委員会において、外部専門機関の調査等に基づく他社水準との比較検討や、業績指標に基づく個人の評価プロセス、具体的な報酬額算定方法等についてあらかじめ審議を行い、代表取締役は当該審議内容に従って決定することで、客観性、透明性を確保するものとする。

指名・報酬等検討委員会は、取締役会の決議によって選定する独立社外取締役および代表取締役で構成し、独立社外取締役が過半数を占める体制としている。

なお、役員退職慰労金については、2009年に廃止している。

また、2022年3月16日開催の取締役会において新たに決議した、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。（変更箇所には下線を付しております。）

### イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、役位別の基本報酬、自社株式取得目的報酬、業績連動報酬で構成する金銭報酬とし、経営状況や責任の度合い等を勘案の上、当社の業績および個人のパフォーマンスや成果に見合った金額の支給を方針とする。なお、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うものとする。

### ロ. 基本報酬、自社株式取得目的報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、役位と職務に応じて定める月例の固定報酬とし、外部専門機関の調査等に基づき当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準等を参照して決定することとする。

また、取締役(社外取締役を除く)については、自社株式取得目的報酬として役位に応じた月例の固定報酬を支給し、各取締役は当該報酬により自社株式を毎月取得するとともに、在任中および退任後一定期間継続して保有することで、中長期的な企業価値向上への意識を高め、株主との一層の価値共有を図ることとする。

#### ハ. 業績連動報酬の業績指標の内容および報酬額の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役(社外取締役を除く)の業績連動報酬は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、全社業績部分と個人業績部分により構成する。業績指標は、全社業績部分についてはグループの最終的な業績であり株主への配当原資となる親会社株主に帰属する当期純利益、個人業績部分については担当部門業績と個人別に設定した戦略目標の達成度とし、前事業年度の実績に基づき決定した報酬額を基本報酬と併せて月例で支給する。

#### 二. 金銭報酬、業績連動報酬の額の割合の決定に関する方針

基本報酬と業績連動報酬の構成割合については定めない。

なお、直近の基本報酬と業績連動報酬の構成比率は、1 : 0.3~0.4程度となっている。また自社株式取得目的報酬は基本報酬の5%程度を支給する。

#### ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとする。

またその決定にあたっては、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬等検討委員会において、外部専門機関の調査等に基づく他社水準との比較検討や、業績指標に基づく個人の評価プロセス、具体的な報酬額算定方法等についてあらかじめ審議を行い、代表取締役は当該審議内容に従って決定することで、客観性、透明性を確保するものとする。

指名・報酬等検討委員会は、取締役会の決議によって選定する独立社外取締役および代表取締役で構成し、独立社外取締役が過半数を占める体制としている。

なお、役員退職慰労金については、2009年に廃止している。

## ②当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	306 (29)	215 (29)	90 (-)	13 (5)
監査役 (うち社外監査役)	41 (7)	39 (7)	2 (-)	3 (1)
合 計 (うち社外役員)	346 (36)	254 (36)	92 (-)	16 (6)

- (注) 1. 上表には、役員報酬を支給していない社外監査役2名は含まれておりません。
2. 上表には、2021年6月25日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
3. 業績連動報酬に係る業績指標は、親会社株主に帰属する当期純利益であり、その実績は8,788百万円（2021年4月30日発表の2021年3月期決算短信に基づく実績数値）であります。個人業績部分については、担当部門業績と個人別に設定した戦略目標の達成度としております。当該指標を選択した理由は、グループの最終的な業績であり株主様への配当原資となることから、株主様との価値共有を図るのに最も適していると判断したためであります。なお業績連動報酬等については、前事業年度の実績に基づき決定した報酬額を、基本報酬と併せて月例で支給することとしております。
4. 取締役の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第76回定時株主総会において、年額550百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名（うち社外取締役4名）であります。
5. 監査役の報酬限度額は、1993年6月25日開催の第49回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。
6. 取締役会は、代表取締役 高島秀一郎氏および廣富靖以氏に対し、各取締役の基本報酬および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた業績連動報酬の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門の業績等について評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬等検討委員会が審議を行い、その妥当性等を確認しております。



## (5) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

「(1) 取締役および監査役の氏名等」に記載の各社外役員の兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。

### ②当事業年度における主な活動状況

地位および氏名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 山尾 哲也	当期開催の取締役会17回の全回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と法律知識を活かし、専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言などを行っております。また当事業年度に開催された、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬等検討委員会においては、役員の人事・報酬の審議に携わり、客観的・中立的立場から適宜必要な助言・提言を行いました。
取締役 川邊 辰也	当期開催の取締役会17回の全回に出席いたしました。他社における経営者としての豊富な経験と知見に基づき、経営の監督や経営全般への助言などの社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。また当事業年度に開催された、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬等検討委員会においては、役員の人事・報酬の審議に携わり、客観的・中立的立場から適宜必要な助言・提言を行いました。
取締役 山本 竹彦	当期開催の取締役会17回の全回に出席いたしました。他社における経営者としての豊富な経験と知見に基づき、経営の監督や経営全般への助言などの社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。また当事業年度に開催された、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬等検討委員会においては、役員の人事・報酬の審議に携わり、客観的・中立的立場から適宜必要な助言・提言を行いました。
取締役 船戸 貴美子	2021年6月25日就任以降、当期開催の取締役会13回の全回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と法律知識を活かし、専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言などを行っております。また当事業年度に開催された、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬等検討委員会においては、役員の人事・報酬の審議に携わり、客観的・中立的立場から適宜必要な助言・提言を行いました。
監査役 安藤 雅則	2021年6月25日就任以降、当期開催の取締役会13回の全回、監査役会10回の全回に出席し、鉄鋼メーカーでの経験と知見を活かし、当社の経営全般の監視と適宜・適切な発言を行っております。
監査役 宗岡 徹	当期開催の取締役会17回の全回、監査役会14回の全回に出席し、公認会計士および大学教授としての豊富な経験と知見を活かし、当社の経営全般の監視と適宜・適切な発言を行っております。

## 4 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	69百万円
当社および当社の連結子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	117百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社および一部の連結子会社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく、減免申請書に対する合意された手続に係る報酬、新フロントシステム構築における事前レビューに係る報酬、子会社の内部統制文書レビューに係る報酬等であります。
3. 当社の重要な子会社であるピナ・キョウエイ・スチール社、キョウエイ・スチール・ベトナム社、米国共英製鋼会社、ピントン・スチール社、ピントン・メタル・プロセッシング社、ベトナム・イタリー・スチール社、チャー・バイ・インターナショナル・ポート社、ピナ・ジャパン・エンジニアリング社、アルタ・スチール社およびメイプル・リーフ・メタル社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の報酬等の額について、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手、それらの報告を受けるほか、従前の監査活動・報酬の実績等を検証、当期の監査計画の概要・職務執行体制による報酬見積もり等の相当性を確認し、総合的に検討した結果、監査品質の維持向上を図るための適切な水準であると判断し、同意いたしました。

### (4) 解任または不再任の決定の方針

当社においては、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人の適格性、独立性の点で当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合等には、監査役会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において、上記体制につき以下のとおり決議しております。

#### ① 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書については、社内規程に従い適切に保存・管理することとし、必要に応じて規程の見直し等の運用の検証を行う。

#### ② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 平時は、取締役会において中期経営計画、年度経営計画を策定し、月次・四半期・年度決算のサイクルによる損益管理を実施、事業環境の変化に迅速に対応する。
- ロ. 予想される主要なリスクに対して、各所管部署において規程・体制を整備するとともに、必要に応じてマニュアルの作成、研修会の実施等を行う。
- ハ. 各所管部署におけるリスクマネジメントおよびコンプライアンス推進の実効性を高め、また重大な災害、事故、違法行為等の発生時における対応体制を強化するため、「リスク・コンプライアンス部会」を設置する。

#### ③ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制ならびに当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会が取締役の職務執行を監督するとともに、監査役が取締役の職務執行を監査する体制を基本とし、これらの体制が効率的に機能するために以下の体制を整備する。

- イ. 取締役会で意思決定を行う事項、経営会議で審議する事項を、それぞれ取締役会規程・経営会議規程に定める。
- ロ. 執行役員制度を採用し、意思決定・監督機能と執行機能とを分離することにより、監督機能の実効性と業務執行の効率性を高める。
- ハ. 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲を行い、各職責の責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

④当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長に直属する部署として監査部を設置、定期的に業務監査を実施し、執行役員・使用人の職務執行を監査する。また、違法行為の発生を防止するため、「リスク・コンプライアンス部会」は以下のコンプライアンス・プログラムを実施する。

- イ. リスク・コンプライアンス部会は、コンプライアンスに関する諸規程・教育計画の策定と周知・啓発を行い、違反またはそのおそれがある場合の調査および是正措置等を行う。
- ロ. コンプライアンスに関する疑義が生じた場合に、執行役員・使用人がリスク・コンプライアンス部会に相談もしくは内部通報できる「コンプライアンス相談窓口」を設置する。
- ハ. 万一コンプライアンスに違反する事態が発生した場合には、その内容・対処案がリスク・コンプライアンス部会を通じて取締役会、監査役に報告される体制を構築する。

⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社および子会社は当社グループの経営理念・行動指針に基づき、各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行うとともに、業務の運営方針等を社員に対し周知・徹底する。

ロ. 当社は子会社の管理に関して「関係会社管理規程」において基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。

ハ. 各子会社に監査役を派遣し、内部統制に関する監査を実施するとともに、当社監査部が内部監査を定期的に実施し、指導・助言を行う。

ニ. 各子会社の事業内容・規模に応じて、当社に準じたコンプライアンス・プログラムの整備を求める。

ホ. 上記イ～ニに基づく具体的な体制は以下のとおりとする。

i) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

所管部門は、各子会社における事業計画、重要な業務方針、決算等、当社の連結経営上または各子会社の経営上の重要事項について、子会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

ii) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

所管部門は、各子会社におけるリスク管理状況について、各子会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

iii) 子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

所管部門は、各子会社の業務運営ならびにマネジメントに関する支援を行う。

- iv) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

所管部門は、各子会社における法令遵守および内部統制の整備・運用状況について、各子会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行う。また、各子会社においてコンプライアンスに違反するおそれのある事態が発生した場合には、その内容・対処案が当社の所管部署を通じて取締役会、監査役に報告される体制を構築する。

#### ⑥財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および子会社は、金融商品取引法の定めに従い、市場への説明責任を果たし投資家からの信頼を確保するために、財務報告に係る内部統制システムを整備し、その有効かつ効率的な運用および評価を行う。

#### ⑦監査役の監査に関する事項

- イ. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- i) 監査役からその職務を補助すべき使用人の配置を求められた場合、取締役は監査役と協議のうえ、専任または監査部門を兼任する使用人を配置するものとし、監査役は当該使用人を指揮することができる。
- ii) 上記使用人の人事異動および人事考課等については、監査役会の同意を得たうえで決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。
- iii) 上記使用人は、監査役会の作成する監査方針に従って職務を行うものとする。

- ロ. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、ならびに報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- i) 当社の取締役、執行役員、使用人および子会社の取締役、使用人は、職務の執行状況、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について適時・適切に監査役または監査役会に報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会、経営会議等において報告し、監査役と情報を共有する。
- ii) 監査役に報告を行った当社の取締役、執行役員、使用人および子会社の取締役、使用人に対し、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

ハ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i) 監査役は、取締役会・経営会議等の重要会議に出席し、経営上の重要情報について報告を受けるとともに、決裁書類等の業務執行に関する重要な文書を閲覧することができる。
- ii) 監査役会は、代表取締役と適宜会合をもち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- iii) 監査役は、必要と認めた場合、監査部に対して内部監査結果の報告を求めることができる。
- iv) 監査役は会計監査人と定期的に意見交換を行い、必要に応じ、補助者として、弁護士、会計士その他の外部専門家等に依頼することができる。
- v) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をした場合は、当社は当該請求に係る費用または債務を速やかに処理する。また、緊急または臨時に支出した費用については、監査役は、事後的に当社にその償還を請求することができる。

⑧反社会的勢力排除に向けた体制

- イ. 当社および子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断することを基本方針とする。
- ロ. 反社会的勢力からの不当な圧力、要求に対して毅然とした態度で臨み、断固として拒絶する。
- ハ. 警察・弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を推進する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書については、「情報管理基本規程」等に基づいて適切に管理し、「文書管理規程」に従って保存・管理を行い、運用状況については監査対象としております。

②当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「経営計画管理規程」に基づき、経営計画の作成および毎月の取締役会・経営会議での計画進捗状況の報告、損益管理を実施しております。

リスクマネジメントおよびコンプライアンス推進に関する事項については「リスク・コンプライアンス規程」に定めるとともに、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置してはりましたが、当事業年度中に当社グループ事業を取り巻くリスク全般についてのマネジメントに関する基本事項を定める規程

として「リスクマネジメント規程」を制定し、事業上の重要リスクを経営の観点で統括する機関として新たに「リスクマネジメント委員会」を設置いたしました。これに伴い、従前の「リスク・コンプライアンス規程」および「リスク・コンプライアンス委員会」は、特に内部統制やコンプライアンス上のリスクマネジメントに関する事項を定める下位規範となる「リスク・コンプライアンス規則」、あるいは当該リスクを統括する下部組織となる「リスク・コンプライアンス部会」として体制を整理しております。

品質に関する事項については「品質管理規程」に定めるとともに「中央品質管理委員会」を設置するほか、その他の主要なリスクについても各種規程を制定、「中央安全衛生委員会」「中央環境委員会」を設置する等、リスク管理体制を整備しております。

情報漏洩等のリスク対応として、情報の適正管理・保護を目的とした「情報管理基本規程」を制定し、リスクの軽減に努めております。

また、第三者との取引上の紛争の発生を未然に防止し、円滑な契約履行を期することを目的とした「契約管理規程」を制定し、リスクコントロールを行っております。

③当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制ならびに当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当事業年度においては取締役会を17回開催し、取締役会による取締役の職務執行の監督を行っております。また、「取締役会規程」「経営会議規程」「執行役員規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」の定めに従い、職務執行の効率化と意思決定の迅速化を図っております。

④当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「内部監査規程」を制定し、監査部が当社の本社および各事業所に対する内部監査を定期的を実施しております。また、当事業年度中に、事業上の重要リスクを経営の観点で統括する機関として新たに「リスクマネジメント委員会」を設置し、当該委員会の傘下で特に内部統制やコンプライアンス上のリスクマネジメントを統括する組織として「リスク・コンプライアンス部会」を設置しております。併せて、「コンプライアンス相談窓口」を設置するとともに、社員のコンプライアンス意識向上を目的とし、「コンプライアンス・マニュアル」「コンプライアンスカード」「ハラスメント防止ハンドブック」の配布や、定期的なコンプライアンス研修等を実施しております。

⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」において、関係会社から当社への協議・報告事項を定めており、これに基づいた適切な協議・報告が行われております。また、当社グループ間の事業戦略の共有、連携強化を目的とした「グループ・マネジメント・カンファレンス」を実施しております。

関係会社の管理体制向上のため、リスクマネジメントの要点を記載した「関係会社マネジメントハンドブック」を作成し、海外関係会社も含めて周知・展開を行っております。併せて、当社監査部による子会社の内部監査を定期的実施しており、適切な指導・助言を行っております。

⑥財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制規程」を制定しており、当社監査部が当社グループの整備評価・運用評価を実施しております。

⑦監査役の監査に関する事項

監査役は取締役会・経営会議等の重要会議に出席しており、当社グループにおける業務の重要事項は「監査役または監査役会への報告に関する規程」に基づき、適時・適切に監査役へ報告されております。

また、当社監査部は、当社グループにおける内部監査結果および財務報告内部統制の整備運用状況について、定期的に監査役会に報告しております。

監査役と代表取締役・取締役等との会合や、監査役と会計監査人との意見交換は、適宜実施されております。

⑧反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力との関係断絶について「コンプライアンス・マニュアル」に規定し、これを当社グループ社員全員に配布、周知徹底を図っております。また、「反社会的行為、物品購入強要対策マニュアル」を整備し、関係部署へ配布し情報共有を行っております。

また、万一何らかの問題が生じた場合は、本社人事総務部が当社グループ全体の統括部署となり、グループ各社および当社各事業所の総務担当部署が対応することとしております。



### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業活動を通じて企業価値を高めることが株主への最大の利益還元であると考えております。配当金については、長期的観点から事業成長と企業体質の強化に必要な内部留保を確保しつつ適切な水準の株主還元を実施する所存です。具体的には、「連結配当性向年間25～30%、ただし1株当たり年間配当の下限は30円」を目途として配当することを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、従来予想通り1株当たり25円といたします。これにより、既に実施しました中間配当15円と合わせて、年間配当金は40円とさせていただきます。

当社は、本年2022年に創立75周年を迎えます。つきましては、株主の皆様にご感謝の意を表し、次期の1株当たり配当金については、中間配当15円、期末配当25円の普通配当40円に、創立75周年記念配当5円を加えた年間45円を予定しております。

メ モ

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 18 lines.

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>194,020</b>
現金及び預金	51,338
受取手形	669
売掛金	51,680
電子記録債権	15,399
有価証券	1,000
商品及び製品	40,390
原材料及び貯蔵品	27,989
その他	6,111
貸倒引当金	△555
<b>固定資産</b>	<b>120,183</b>
<b>有形固定資産</b>	
建物及び構築物	24,190
機械装置及び運搬具	41,062
土地	30,674
建設仮勘定	1,692
その他	1,582
<b>無形固定資産</b>	
のれん	856
その他	3,311
<b>投資その他の資産</b>	
投資有価証券	11,155
長期貸付金	392
退職給付に係る資産	3,546
繰延税金資産	356
その他	1,418
貸倒引当金	△50
<b>資産合計</b>	<b>314,203</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>92,793</b>
支払手形及び買掛金	18,692
電子記録債務	2,343
短期借入金	54,393
一年内返済予定の長期借入金	4,822
未払法人税等	270
賞与引当金	969
その他	11,305
<b>固定負債</b>	<b>45,721</b>
社債	10,000
長期借入金	25,277
繰延税金負債	2,153
再評価に係る繰延税金負債	2,394
退職給付に係る負債	4,317
その他	1,581
<b>負債合計</b>	<b>138,515</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>152,059</b>
資本金	18,516
資本剰余金	21,114
利益剰余金	114,130
自己株式	△1,700
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>10,896</b>
その他有価証券評価差額金	843
繰延ヘッジ損益	△186
土地再評価差額金	4,536
為替換算調整勘定	3,541
退職給付に係る調整累計額	2,162
<b>非支配株主持分</b>	<b>12,734</b>
<b>純資産合計</b>	<b>175,689</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>314,203</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上	292,719
売上原価	266,820
<b>売上総利益</b>	<b>25,899</b>
販売費及び一般管理費	17,080
<b>営業利益</b>	<b>8,819</b>
営業外収益	
受取利息	723
受取配当金	169
持分法による投資利益	1,419
為替差益	289
その他	474
<b>営業外費用</b>	
支払利息引	1,217
売上割	9
その他	117
<b>経常利益</b>	<b>10,549</b>
特別利益	
固定資産売却益	33
受取保険金	64
助成金収入	24
<b>特別損失</b>	
固定資産売却損失	408
減損損失	154
その他	26
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>10,081</b>
法人税、住民税及び事業税	1,398
法人税等調整額	949
<b>当期純利益</b>	<b>7,734</b>
非支配株主に帰属する当期純利益	1,411
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>6,322</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
当 期 首 残 高	18,516	21,179	110,325	△1,700		148,319
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当			△2,608			△2,608
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			6,322			6,322
土地再評価差額金の取崩			90			90
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動		△65				△65
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計	－	△65	3,804	－		3,740
当 期 末 残 高	18,516	21,114	114,130	△1,700		152,059

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	948	△323	4,625	△5	865	6,110	10,154	164,583
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△2,608
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								6,322
土地再評価差額金の取崩								90
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動								△65
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△104	137	△90	3,547	1,296	4,786	2,580	7,366
連結会計年度中の変動額合計	△104	137	△90	3,547	1,296	4,786	2,580	11,106
当 期 末 残 高	843	△186	4,536	3,541	2,162	10,896	12,734	175,689

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

共英製鋼株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅田 佳成  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉田 直樹  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、共英製鋼株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、共英製鋼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上





# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>93,451</b>
現金及び預金	26,200
電子記録債権	11,182
売掛金	26,238
有価証券	1,000
商品及び製品	14,876
原材料及び貯蔵品	9,229
前払費用	218
短期貸付金	2,904
未収入金	303
その他の貸倒引当金	△41
<b>固定資産</b>	<b>88,368</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>43,198</b>
建物	5,877
構築物	1,804
機械及び装置	15,554
車両運搬具	83
工具、器具及び備品	470
土地	19,082
建設仮勘定	329
<b>無形固定資産</b>	<b>1,672</b>
借地権	60
ソフトウェア	507
ソフトウェア仮勘定	1,080
その他の無形固定資産	24
<b>投資その他の資産</b>	<b>43,498</b>
投資有価証券	2,166
関係会社株式	33,330
出資金	53
関係会社出資金	6,682
長期貸付金	89
従業員に対する長期貸付金	12
関係会社長期貸付金	667
長期前払費用	25
繰延税金資産	295
その他の投資その他の資産	229
貸倒引当金	△50
<b>資産合計</b>	<b>181,819</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>20,279</b>
電子記録債務	2,081
買掛金	9,513
一年内返済予定の長期借入金	2,954
未払金	4,133
未払費用	578
未払法人税等	106
預り金	257
前受収益	5
賞与引当金	487
その他の流動負債	165
<b>固定負債</b>	<b>31,297</b>
社債	10,000
長期借入金	18,765
再評価に係る繰延税金負債	2,394
退職給付引当金	67
その他の固定負債	72
<b>負債合計</b>	<b>51,576</b>

<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>125,802</b>
資本金	18,516
資本剰余金	21,356
資本準備金	19,362
その他資本剰余金	1,995
<b>利益剰余金</b>	<b>87,774</b>
利益準備金	453
その他利益剰余金	87,321
圧縮積立金	32
特定災害防止準備金	17
別途積立金	25,000
繰越利益剰余金	62,272
<b>自己株式</b>	<b>△1,843</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>4,441</b>
その他有価証券評価差額金	△95
土地再評価差額金	4,536
<b>純資産合計</b>	<b>130,243</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>181,819</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
売	上	118,649
売	上	107,802
売	上	<b>10,846</b>
販	費	8,477
営	業	<b>2,369</b>
営	業	
	受	15
	受	784
	不	83
	為	53
	そ	145
営	業	
	支	74
	売	5
	社	21
	社	53
	そ	15
経	常	
特	別	
	固	24
	抱	178
	そ	13
特	別	
	固	256
	減	154
	そ	14
税	引	
法	人	576
法	人	77
当	期	
	純	
	利	
	益	<b>3,074</b>
	税	
	額	653
	益	<b>2,421</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金					
	資 本 金	資 本 金	そ の 他 資 本 金	資 本 金 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	特 定 災 害 防 止 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 上 剰 余 金	剰 余 金 計
当 期 首 残 高	18,516	19,362	1,995	21,356	453	36	16	25,000	62,365	87,871
事業年度中の変動額										
剰余金の配当									△2,608	△2,608
当期純利益									2,421	2,421
圧縮積立金の取崩						△4			4	-
特定災害防止準備金の積立							1		△1	-
土地再評価差額金の取崩									90	90
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△4	1	-	△93	△97
当 期 末 残 高	18,516	19,362	1,995	21,356	453	32	17	25,000	62,272	87,774

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,843	125,899	194	4,625	4,820	130,719
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△2,608				△2,608
当期純利益		2,421				2,421
圧縮積立金の取崩		-				-
特定災害防止準備金の積立		-				-
土地再評価差額金の取崩		90				90
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△289	△90	△379	△379
事業年度中の変動額合計	-	△97	△289	△90	△379	△476
当 期 末 残 高	△1,843	125,802	△95	4,536	4,441	130,243

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 監査報告書

## 会計監査人の監査報告書（謄本）

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

共英製鋼株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅田 佳成
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉田 直樹

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、共英製鋼株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示

することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書（謄本）

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

##### (1) 監査役会

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

##### (2) 監査役

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および事業所に係る業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の運用状況を監視および検証しました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書ならびに連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

共英製鋼株式会社 監査役会

常勤監査役	前田豊治	㊟
監査役	市原修二	㊟
社外監査役	安藤雅則	㊟
社外監査役	宗岡徹	㊟

以上

# 株主総会会場ご案内略図

## 開催日時

2022年6月24日（金曜日）  
午前10時

## 開催場所

一般社団法人クラブ関西  
2階ホール

大阪市北区堂島浜一丁目3番11号



交通機関

- 京阪中之島線  
渡辺橋駅 から 徒歩約3分
- 京阪中之島線  
大江橋駅 から 徒歩約5分
- 地下鉄四つ橋線  
肥後橋駅 から 徒歩約5分
- JR東西線  
北新地駅 から 徒歩約5分
- JR  
大阪駅 から 徒歩約10分
- 京阪本線・地下鉄御堂筋線  
淀屋橋駅 から 徒歩約10分
- 地下鉄御堂筋線  
梅田駅 から 徒歩約15分



◎ お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



株主総会にご出席株主様へのお土産は取り止めとさせていただきます。  
何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。